

石岡市立府中中学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

（名称及び事務局）

第 1 条 本会は、石岡市立府中中学校 P T A と称し事務局を府中中学校内に置く。

（目 的）

第 2 条 本会は、保護者と教職員が学び合い、協力して、学校、家庭及び地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

（活 動）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校の連絡を緊密にして、学校及び社会における生徒の福祉を増進し、心身ともに健全な育成を図る。
- (2) 会員の、文化・教養を高め、会員相互の親睦を図る。
- (3) 学校、家庭及び社会の教育的環境の整備と改善に努める。
- (4) 公教育を充実することに努める。
- (5) 国際理解に努める。
- (6) 各種団体及び関係機関との連携に関する活動に努める。
- (7) その他、前条の目的達成に必要と認めること。

（方 針）

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、自主独立のものである。また生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と独立する。
- (2) 本会は、特定の政党や宗教に関係しないとともに、営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事及び経営管理には干渉しない。

（会 員）

第 5 条 会員の資格、権利及び義務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の、会員は本校に在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる者、及び本校に勤務する教職員とする。
- (2) 本会の、会員はすべて平等の義務と権利を有する。
- (3) 本会の、会員は会費を納めるものとする。
- (4) 本会の、趣旨に賛同する者。

但し、第4項に該当する者の入会は、役員会の承認を得る。

- (5) 本会の、会員は石岡市PTA連絡協議会の会員になる。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 4 名 |
| (3) 書 記 | 3 名 (P 2 名、T 1 名) |
| (4) 会 計 | 3 名 (") |
| (5) 会計監査員 | 2 名 |
| (6) 顧 問 | 若干名 |
| (7) 総 務 | 若干名 |

第7条 顧問は、学区内の学識経験者、または本会の発展に功績のあった者の中から、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員の任期は1年とする。但し、留任、再任は妨げない。また、役員が任期満了となっても、次期総会が終了するまでは、その任務を行うものとする。

第9条 任期途中における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第10条 会長、副会長及び会計監査員は、学校に在籍する生徒の保護者の中から役員選考委員会において選出し、総会の承認を受ける。

但し、書記及び会計、総務は、会員の中より選出し会長が委嘱する。

(役員任務)

第11条 本会の、役員は次の任務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会、その他の会議を招集し、主催する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
- (3) 書記は庶務を処理するとともに、総会等の、議事を記録する。
- (4) 会計は総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理し、会計監査員の監査を経た決算を総会に報告する。
- (5) 会計監査員は、会計の監査を行い総会に報告する。また、必要に応じ臨時に会計監査報告を行うことができる。
- (6) 顧問は学校及び、役員からの相談があった時、助言する。

第3章 機 関

(機 関)

第12条 本会に次の機関を置く。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会
- (4) 役員選考委員会
- (5) 特別委員会

(総 会)

第13条 総会は、全会員が構成員となり、本会の最高決議機関である。

- (1) 定期総会は、毎年4月に議案をまとめて配付し、会員の意見を集約し、書面で議決する。
- (2) 会長及び、本部役員会で必要と認めた場合、または会員の十分の一以上の要求があった時に、臨時総会を開催する。

第14条 定期総会は、次の事項を文書議決する。

- (1) 前年度の事業報告及び、決算報告の承認
- (2) 会計監査報告
- (3) 年次事業の計画及び、予算案の審議決定
- (4) 役員の選出
- (5) 会則の改正の議決
- (6) 細則の改廃の報告と承認
- (7) その他、重要な事項の議決

(臨時総会の開催 決議)

第15条 臨時総会は、会員の現在数の五分の一以上（但し、委任状も認める）の出席がなければその議事を開き、議決することはできない。

第16条 臨時総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第17条 臨時総会の議長は会長または、会長が指名した者とする。

(役 員 会)

第18条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、総務で構成し、第2条の目的を達成するための中核となる。

第19条 役員会は、総会につぐ決議機関である。

第20条 役員会は、役員の二分の一以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。議事は出席者の過半数の同意をもって決する。

(役員会の任務)

第21条 役員会は、次の事項について行う。

但し、緊急の場合は、会長、副会長、学校代表が協議して処理し、事後処理を受ける。

- (1) 総会に提出する諸議案の審議作成

- (2) 総会で議決された事項の執行
- (3) 企画、立案された事業計画や、予算案の審議検討
- (4) 補正予算の審議決定
- (5) **各事業の連携と連絡調整**
- (6) その他、運営上、必要と思われる重要事項の処理

第22条 役員会の議長は会長または、会長の指名した者とする。

第23条 会長及び、学校長は（役員選考委員会を除く）すべての会議に出席して、意見を述べることができる。

（役員選考委員会）

第24条 役員選考委員は、実行委員（役員、学校代表の中から1名）を役員会で互選し選出する。

また、選出された委員を会長が委嘱し、役員決定までの選考事務を行う。

- (1) 役員選考委員会の委員長は、委員の互選で選出する。
- (2) 役員選考委員会の議長は、委員長とする。
- (3) 役員選考委員会は、委員の二分の一以上の出席で成立し、出席者の過半数で決する。
- (4) 役員選考委員会は、会則第6条の役員人事の選考を、あらかじめ総会の前に選考し、総会に提出して承認を得るものとする。
- (5) 選考の事務的手続きは委員会で決め、選考経過等については、一般に公開しないことを原則とする。

（特別委員会）

第25条 特定の目的が発生した場合は、会長は役員会にはかつて特別委員会を設けることができる。委員は役員及び会員の中から会長が委嘱する。

- (1) 特別委員会の委員長は、委員の互選で選出する。
- (2) 特別委員会は、特定の目的を達成するために、事業計画の創案にあたり目的達成に努める。

第4章 会 計

（経 理）

第26条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入等をもって支弁する。

- (1) 会費は、月額300円とし、毎月指定された日に納めるものとする。
但し、同一世帯に2名以上の生徒が在学する場合は、1名分の会費を納入すればよい。
- (2) 寄付金、その他の収入の受け入れについては、実行委員会の承認を必要とする。

第27条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第28条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(表彰及び慶弔費)

第30条 表彰及び慶弔費は、本会の会計より支出し、規定は別に定める。

第5章 改正

(会則の改廃)

第31条 本会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成があれば、改正することができる。
但し、改正案はあらかじめ総会前に、全会員に知らせておかなければならない。

《 付 則 》

本会則は、平成3年4月27日より施行する。

本会則は、平成6年2月19日、改正する。

本会則は、平成18年4月29日、改正する。(地区委員会の廃止)

本会則は、平成19年4月28日、改正する。(副会長の数)

本会則は、平成23年4月16日、改正する。

本会則は、令和2年4月25日、改正する。(文書決議)

本会則は、令和3年4月10日、改正する。(文書決議)

本会則は、令和4年4月16日、改正する。(文書決議)

本会則は、令和5年4月21日、改正する。(文書決議)

本会則は、令和7年4月28日、改正する。(文書決議)